

資料 2 9

2(4) 証人尋問等

捜査・公判における手続の非対面・遠隔化

(2)(4) 証人尋問等)

考えられる方策

1 証人尋問

ビデオリンク方式により証人尋問を実施することができる場合を拡大するものとする。

2 通訳・鑑定人尋問

通訳・鑑定人尋問について、ビデオリンク方式により実施することができる旨の規定を別途設けるものとする。

* 「ビデオリンク方式」とは、対面していない者との間で、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を指す。

【検討課題】

1 証人尋問

(1) 必要性・相当性

- ビデオリンク方式による証人尋問を拡大する必要性・相当性
 - ・ 以下のような者についてビデオリンク方式により証人尋問を実施することができるものとする必要性・相当性はあるか。
 - ・ 裁判所への出頭が著しく困難な者
 - ・ 多忙のため尋問期日の日程調整が困難な専門家
 - ・ 外国に所在する者
 - ・ その他

(2) 要件の在り方

○ 規定の在り方

- ・ 類型的要件を新たに追加するか、要件を必要かつ相当な場合などと包括的に規定するか。

○ 同意の要否

- ・ 新たに要件を追加するものとする場合、当該要件について、さらに、両当事者の同意があること（異議のないこと）を必要とするか。

(3) 証人の所在場所の規律

- 規定の在り方
 - ・ 裁判所以外の場所にも証人を所在させることができるものとする場合、所在場所の規律として、どのようなものが考えられるか。
- 考えられる弊害ととり得る方策
 - ・ 裁判所以外の場所に証人を所在させることができるものとする場合、訴訟指揮権・法廷警察権の行使や、回線のセキュリティ確保、証人に対する不当な影響の排除の観点から、どのような弊害が考えられるか。
 - ・ 弊害が生じないためにどのような方策がとり得るか。
 - ・ 外国に所在する証人について、上記のほか、どのような弊害が考えられるか。弊害が生じないためにどのような方策がとり得るか。

2 通訳・鑑定人尋問・検証

(1) 通訳

- 必要性・相当性
- 必要となる法的措置
 - ・ ビデオリンク方式による通訳について、別途新たな規定を設けることとするか。
- 要件の在り方
 - ・ どのような要件を設けるか。

(2) 鑑定人尋問

- 必要性・相当性
- 必要となる法的措置
 - ・ ビデオリンク方式による鑑定人尋問について、別途新たな規定を設けることとするか。
- 要件の在り方
 - ・ どのような要件を設けるか。

(3) 検証

- 法的措置の要否

- ・ 検証については、ビデオリンク方式により実施することができる旨の規定を設けないということでよいか。

3 その他

【関連条文】

○ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）

第一百二十八条 裁判所は、事実発見のため必要があるときは、検証することができる。

第一百五十七条の六 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるとときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所であつて、同一構内（これらの者が在席する場所と同一の構内をいう。次項において同じ。）にあるものにその証人在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、尋問することができる。

- 一 刑法第百七十六条から第百七十九条まで若しくは第百八十二条の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、同法第二百二十七条第一項（第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を幇ほう助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）若しくは第二百四十二条第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者
 - 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪の被害者
 - 三 前二号に掲げる者のほか、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するためには在席する場所において供述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認められる者
- ② 裁判所は、証人を尋問する場合において、次に掲げる場合であつて、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内以外にある場所であつて裁判所の規則で定めるものに証人在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、尋問することができる。
- 一 犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、証人が同一構内に出頭するときは精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認めるとき。
 - 二 同一構内への出頭に伴う移動に際し、証人の身体若しくは財産に害を加え又は証人を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるとき。
 - 三 同一構内への出頭後の移動に際し尾行その他の方法で証人の住居、勤務先その他その通常所在する場所が特定されることにより、証人若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるとき。
 - 四 証人が遠隔地に居住し、その年齢、職業、健康状態その他の事情により、同一構内に出頭することが著しく困難であると認めるとき。
- ③ 前二項に規定する方法により証人尋問を行う場合（前項第四号の規定による場合を除く。）において、裁判所は、その証人が後の刑事手続において同一の事実につき再び証人として供述を求められることがあると思料する場合であつて、証人の同意があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体（映像

及び音声を同時に記録することができるものに限る。) に記録することができる。

- ④ 前項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体は、訴訟記録に添付して調書の一部とするものとする。

第百七十二条 前章の規定は、勾引に関する規定を除いて、鑑定についてこれを準用する。

第百七十三条 前章の規定は、通訳及び翻訳についてこれを準用する。

○ 刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）

第百七条の三 法第百五十七条の六第二項の同一構内以外にある場所であつて裁判所の規則で定めるものは、同項に規定する方法による尋問に必要な装置の設置された他の裁判所の構内にある場所とする。